

令和6年12月3日
庁舎整備担当部

世田谷区本庁舎等整備工事請負契約の変更について

1 主旨

世田谷区本庁舎等整備工事（以下、「本工事」という。）は、現在、令和8年9月中旬の2期棟竣工に向けて、工事を進めている。このたび、受注者である大成建設株式会社東京支店（以下、「大成建設」という。）への年度払いのため、本年5月、6月、9月に本委員会に報告したスライド条項に基づく変更等にかかる金額をとりまとめた。

本工事は、令和3年第1回臨時会での議決を得て契約を締結した後、区長の専決処分により契約金額を変更してきたところであるが、令和6年第3回定例会における区長の専決処分事項の指定について（令和6年10月18日世田谷区議会議決）の議決により、議会の議決を得た契約に係る1億8000万円以上の増額については区議会での議決に付すこととなった。

このため、今回の変更契約の締結にあたり、令和7年第1回区議会定例会に議案を提出する。

2 契約等概要

（1）相手方

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

大成建設株式会社東京支店 常務執行役員支店長 中村 有孝

（2）契約金額

当初 （令和3年5月） 36,410,000,000 円

現在 （令和6年1月） 40,699,505,000 円

今回変更 41,543,000,000 円

（現在より、約843,495,000円の増額：計数調整中）

（3）今回変更の理由

変更理由は以下 から のとおり。なお、それぞれの内容については、本年度の本特別委員会において、報告済みである。

工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要があるため。

現位置で保存することを想定していた樹木について、着工後の試掘の結果、根部分が新設工作物と干渉することが判明し、当該樹木を伐採し、新植する必要があるため。

令和3年度に移植した樹木について、猛暑等の影響を受け枯損したことから、当該樹木を伐採し、新植する必要があるため。

着工後、第一庁舎及び第三庁舎において、事前調査が困難であった天井裏等より、アスベスト含有建材が発見され、撤去・処分等が追加で必要となったため。

西棟1・2階をつなぐエスカレーターについて、区民窓口の来庁者数が増加したことから、エスカレーターの設置を取り止め、利用者の利便性確保のため、窓口レイアウトを変更し待合スペースの拡充が必要となったため。

3 契約金額の変更経緯

当初契約以降の契約金額の変更経緯及び主な変更理由等を以下の表に示す。

表 本工事請負契約にかかる当初契約からの契約金額の変更経緯

契約締結日	契約金額	主な変更理由	委員会への報告等
令和3年 5月20日	364億 1000万円	(当初契約)	
令和3年 12月22日 (専決処分)	366億 1089万3 千円	・ 公共工事設計労務単価に係る特例措置適用 ・ アスベスト撤去費、電話・通信線の切り直し費等の追加	令和3年12月6日 特別委員会
令和5年 1月11日 (専決処分)	392億 8541万1 千円	・ スライド条項適用	令和4年12月5日 特別委員会
		・ I P 電話の導入等、D X 推進のための追加対応 ・ 断熱仕様等、建物仕様の向上 ・ 地中障害物の撤去等、想定外の既存状況への対応	令和4年12月16日 特別委員会
令和6年 1月22日 (専決処分)	406億 9950万5 千円	・ スライド条項適用 ・ 建築基準法関係規定適合対応 ・ 地中障害物の撤去等、想定外の既存状況への対応 ・ 議会オンライン等対応	令和5年12月5日 特別委員会
(今回変更)	415億 4300万円 (計数調整中)	・ 既存樹木(けやき)の伐採、新植等	令和6年5月28日 特別委員会
		・ スライド条項適用	令和6年6月17日 特別委員会
		・ 移植樹木枯損に伴う樹木伐採及び新植 ・ アスベスト撤去費	令和6年9月4日 特別委員会
		・ 西棟1・2階エスカレーターの中止	令和6年9月25日 特別委員会

特別委員会は、令和5年4月30日以前はD X 推進・公共施設整備等特別委員会、同年5月1日以降はD X ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会を示す。

4 今後の予定

- 令和7年2月 企画総務常任委員会報告(契約金額変更にかかる工事請負契約変更)
- 2月 第1回区議会定例会提案(契約金額変更にかかる工事請負契約変更)
- 3月 本件議決後、大成建設と変更契約の締結
- 3月 工事請負代金の年度払い(令和6年度分)